

青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年 三月二十六日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第五号

青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

(青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「ついでには、」の下に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)による改正前の」を、「昭和二十五年法律第百十四号」の下に「。以下この条において「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」という。」を加え、「同法」を「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例(平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「ついでには、」の下に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)による改正前の」を、「昭和二十五年法律第百十四号」の下に「。以下この条において「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」という。」を加え、「同法」を「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第一条」を「第二条」に改める。

第三十条中「ついでには、」の下に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の」を、「昭和二十五年法律第百十四号」の下に「。以下第三十四条において「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」という。」を加える。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。